

健感発0701第1号
平成23年7月1日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

B型肝炎訴訟における接種痕の確認について

いわゆる「B型肝炎集団訴訟」については、集団予防接種等（予防接種及びツベルクリン反応検査）の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染したとする者等が国家賠償を求めている事案であり、昨年5月以降、札幌地裁及び福岡地裁において和解協議が行われていたところです。

本件訴訟においては、過去の一定の期間における集団予防接種等を受けたことの証明方法が論点の一つとなっており、原告に対して母子健康手帳又は接種記録が確認できる予防接種台帳の提出を求めているところですが、今般、6月28日に国と原告との間で成立した「基本合意書」において、上記の資料が提出できない場合に、「種痘又はBCGの接種痕が残っていることを確認した医師の意見書」を求めるととされました。

今般、接種痕を確認した医師の意見書について別添のとおり参考様式を作成いたしましたので、本件訴訟の和解手続きが迅速かつ適切になされるよう、貴会におかれましては、医療機関が当該参考様式を活用し、対象となる原告に手交することができるよう貴会所属医療機関に対して周知いただきますようお願いいたします。

<添付書類>

参考様式	接種痕意見書（様式）
参考1	接種痕について
参考2	基本合意書（抄）

(参考様式)

接種痕意見書

以下の者について、種痘又はBCGの接種痕を認めたことを報告する。

報告年月日 平成 年 月 日

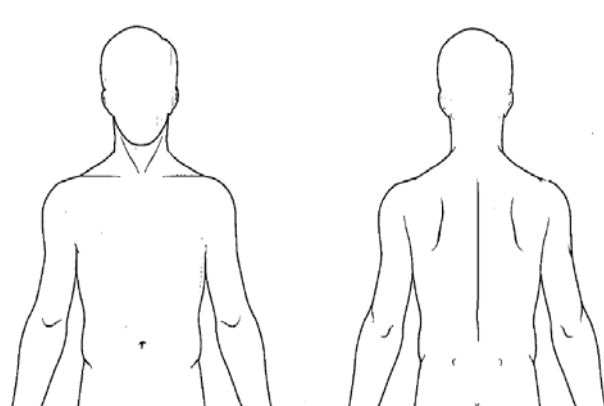
医師の氏名 _____ 印 _____

(署名又は記名の上、押印のこと)

病院・診療所の名称 _____

上記病院・診療所の所在地 _____

電話番号 () _____

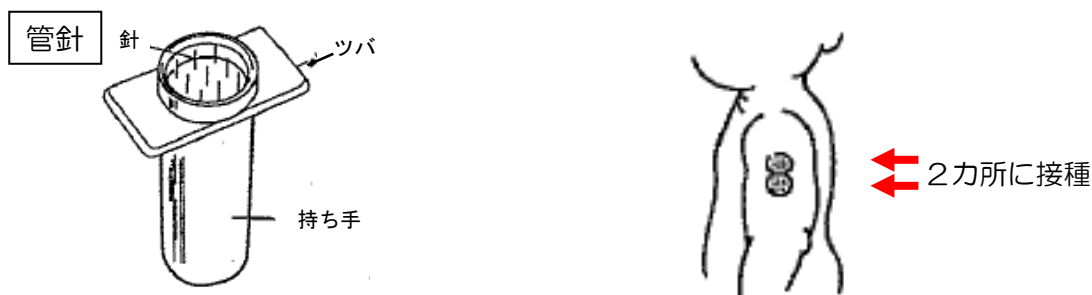
1 患者氏名	2 性別	3 生年月日
	男・女	年 月 日
4 患者住所		
電話 () _____		
5 接種痕のある部位に×印を記入願います	6 備考	
		

接種痕について

- 「接種痕」とは、BCGの予防接種と種痘の後に残った傷跡（瘢痕）のことを指します。
- 接種痕の見え方には個人差があります。
- 接種痕は上腕（肩から肘まで）の外側に見られます。

BCG（経皮法）・・・昭和42年（1967年）3月の省令改正により同年4月から実施（実態として、自治体によって導入の時期が異なっている可能性があります。）

- 経皮法のBCGは、管針法（いわゆる「はんこ注射」「スタンプ注射」）とも呼ばれ、特徴的な接種痕を認めます。
- 接種に用いる管針には、9つの針が3×3に等間隔で固定されており、1回の予防接種につき2カ所に管針を押すので、針痕は合計18個残ることになります。（複数回受けた場合には、その分だけ針痕の数は多くなります。）



- 針痕は消退して見えにくくなっている場合があります。

BCG（皮内法）・・・昭和42年（1967年）3月まで（経皮法が普及するまで）

- 注射器で上腕部の皮内に注射して接種する方法であり、経皮法が普及するまではこの方法により行われています。

種痘・・・昭和51年以降接種は差し控えられ、昭和55年（1980年）に廃止

- 種痘には、乱刺法（上腕部に痘苗を塗った後、乱刺針で直径3～5mmまでの円内を強く押すように乱刺する方法）と、切皮法（上腕部に痘苗を塗った後、種痘針（メス）で長さ5mmの十字に切皮して、痘苗をすり込む方法）があります。
- 皮内法のBCGと種痘は接種痕の形状が似ており、両者の判別は困難です。
- 一つの大きさは大体5～20mm程度です。
- 周囲の皮膚に比べて色が白っぽかったり、表面にひきつりや凸凹がみられたりします。
- 同じ部位に複数個を認めることがあります。
- 接種痕としてケロイドを認める場合があります。

(参考2)

「基本合意書」別紙「基本合意書(案)」(抄)

第1 資料の提出

1 原告ら(後記2の原告らを除く。)は、既に書証のために提出してある場合を除き、速やかに、以下の資料を提出する。

(2) 当該原告が満7歳になるまでに集団予防接種等(予防接種及びツベルクリン反応検査)を受けたことを証する以下の資料

- ① 母子健康手帳の原本がある場合のその原本(全ページ)
- ② ①を提出することができない場合(母子健康手帳のコピーがあっても、その原本がない場合を含む)、被告の調査により予防接種台帳のみの保存が確認された市区町村に居住歴のある(ある時期の予防接種台帳のみの保存が確認された市区町村についてはその時期における居住歴のある)当該原告にあっては、予防接種台帳のうち、当該原告に係る接種記録が記録された部分

③ ①及び②を提出することができない場合、以下の資料のうち、提出することができるもの

- i 母子健康手帳のコピーがある場合のそのコピー
- ii 接種の場所や時期等の具体的な接種状況及び母子健康手帳を提出することのできない事情を可能な限り説明した当該原告又は関係者作成の陳述書
- iii 当該原告に種痘又はBCGの接種痕が残っていることを確認した医師の意見書
- iv 当該原告の出生時から満7歳になるまでの居住歴を確認することができる住民票又は戸籍の附票の写し
- v 被告の調査により予防接種台帳の保存が確認された市区町村に居住歴のある(ある時期の予防接種台帳のみの保存が確認された市区町村についてはその時期における居住歴のある)当該原告にあっては、予防接種台帳に当該原告に係る接種記録の記載がないことを証する市区町村発行の証明書

第2 和解の手續

1 原被告は、当該原告(後記2の原告を除く。)につき、以下の(1)から(5)までの事由がある場合には、特段の事情のない限り、当該原告が集団予防接種等の際の注射器の使い回しによってB型肝炎ウイルスに持続感染する等の被害を受けたものとし、後記3により認定されるその病態の区分等に応じ、後述する内容での裁判上の和解をするものとする。

(2) 満7歳になるまでの集団予防接種等

以下のいずれかの場合であること。

- ① 前記第1の1(2)の資料上、以下のiないしiiiのいずれかの事実が認められる場合。ただし、**iiiについては、前記第1の1(2)①及び②の資料を提出することができない場合に限る。**
 - i 母子健康手帳に当該原告が満7歳になるまでに集団予防接種等を受けたことを示す記載があること
 - ii 予防接種台帳に当該原告が満7歳になるまでに集団予防接種等を受けたことを示す記録があること
 - iii 当該原告又は関係者の陳述書等により、具体的な接種状況及び母子健康手帳を提出することのできない事情が可能な限り合理的に説明され、**当該原告に種痘又はBCGの接種痕があるとする医師の意見書があり**、当該原告の出生時から満7歳になるまでの居住歴を確認することができる住民票又は戸籍の附票の写しがあり、かつ、被告の調査により予防接種台帳の保存が確認された市区町村に居住歴のある（ある時期の予防接種台帳のみの保存が確認された市区町村についてはその時期における居住歴のある）当該原告にあっては、予防接種台帳に当該原告に係る接種記録の記載がないことを証する市区町村発行の証明書があること。
- ② ①のほか、前記第1の1(2)③の資料のうち提出可能な陳述書その他の資料、さらに医療記録等の資料を総合した個別判断により、満7歳になるまでに集団予防接種等を受けた事実が認められる場合。この点について、裁判所から、上記資料等に基づく所見が示されたときには、原被告はこれを最大限尊重する。